

議案第 4 6 号

専決処分の承認を求めることについて
(二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 3 1 年 4 月 2 2 日提出

二宮町長 村田 邦子

31専 第1号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

平成31年3月29日

二宮町長 村田 邦子

理由

地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成31年3月29日公布、平成31年4月1日に施行されるため、二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を施行するにあたり、急を要し議会を招集する時間的余裕がないため。

二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

二宮町国民健康保険税条例（昭和41年二宮町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「580,000円」を「610,000円」に改める。

第22条中「580,000円」を「610,000円」に改め、同条第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同条第3号中「500,000円」を「510,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の二宮町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(議案第 4 6 号) 二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(課税額) 第3条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が、<u>610,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>610,000円</u>とする。 3・4 (略) (国民健康保険税の減額) 第22条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>610,000円</u>を超える場合には、<u>610,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>280,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～オ (略) (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>510,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～オ (略)	(課税額) 第3条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が、<u>580,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>580,000円</u>とする。 3・4 (略) (国民健康保険税の減額) 第22条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>580,000円</u>を超える場合には、<u>580,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>275,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～オ (略) (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>500,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～オ (略)